

令和二年三月二十六日（木曜日）  
午後一時開会

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○養豚農業振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長（江島潔君） ただいまから農林水産委員会を開会をいたします。  
（略）

○委員長（江島潔君） 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び養豚農業振興法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
（略）

○宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。今日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

先ほど、高野委員から主にASFについて質問をさせていただいたわけでございますけれども、私は、CSFを主に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

CSF、豚熱については、昨年九月に予防的ワクチン接種という大きな決断を江藤大臣がされたわけでございまして、十月には都道府県による予防的ワクチンの接種が開始をされるなど、関係者の皆

さんが終息に向けて努力をされていらっしゃるというところでございます。沖縄県では、一月の発生以降、ちよつとまだ続いている状況でございますけれども、本州では、ワ



クチンの接種以降、十二月の十七日の愛知県での発生以後は発生をしていないという状況が続いております。

これまでいろんな対策が取られてきたわけでございますけれども、感染経路を遮断するために、人がこれはもちろんできることは当然それを徹底しないといけないということですが、野生のイノシシからのウイルスの拡散を防ぐために、ワクチンベルト構想に基づいて、空中散布を含む経口ワクチンの散布でございますとか野生イノシシの捕獲強化、こういったものに積極的に取り組んでいただいております。

ただ、相手が、これは人が管理できない野生のイノシシということでございますので、対策の難しさもあるというふうに思っています。今後の効果的な対策の実施という観点からも、これまでの対策の効果について、専門的な観点から検討も必要だというふうに思っております。

そこで、これまでの野生イノシシ対策の効果についてどのように御認識をされているのかということ、そして、今後の対策に向けて活用をどういうふうに考え

ておられるのか、お伺いをしたいと思っております。  
○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。

今般のCSFは野生イノシシを介して感染が拡大をしておりますので、経口ワクチンの散布によりまして野生イノシシへの抗体付与を進めるとともに、捕獲の強化による個体数の削減に取り組んでおるところでございます。

経口ワクチンの効果につきましては、昨年三月より散布を始めた岐阜県、愛知県等において、散布回数が増えるとともに抗体保有率が上昇する傾向が確認がされております。

そうしたことを踏まえて、今後、包括的に専門家による検討会で効果を評価することといたしております。

○宮崎雅夫君 これまでの……（発言する者あり）まだありますかね。  
○副大臣（加藤寛治君） また、捕獲については、昨年九月より関係県において捕獲重点エリアを設定をしまして、捕獲の強化に取り組んでおります。昨年九月以降の捕獲頭数が前年同期よりも約三割増加するなど、捕獲が強化をされているところでございます。

今般の家伝法改正によりましては、野生動物における悪性伝染性疾病の蔓延防止を図るための措置として、野生動物への経口ワクチン散布やウイルスの浸潤状況調査等の措置を法に位置付けまして、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務としたところでございます。

今後は、これに基づいて、積極的なウイルスの浸潤状況の把握のほか、経口ワクチンの散布を継続するとともに、環境省や県、市町村ともよく連携をして、捕獲の強化に更に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。  
○宮崎雅夫君 加藤副大臣、御丁寧な答弁をありがとうございます。

CSFでは、先ほど高野委員から冒頭もお話もありましたけれども、これまで約十六万六千頭が殺処分をされているわけでございます。大変これは非常に大きな数になるわけでございます。飼育をされていた農家の皆さんのお気持ちはいかばかりかというふうに思いますし、様々なダメージが当然あったわけでございます。

この殺処分については、都道府県の家畜衛生員の皆さんであると畜産部局の皆さんだけではなくて、自衛隊の協力もあつたわけでございますけれども、ふだんは別の業務をやっておられる様々な方が関わったということでございます。

殺処分は、これはもう大変厳しい仕事であるわけでございまして、これは、肉体系だけじゃなくて、特にやはり精神面でも非常にきつい業務であるわけでございます。関わられた方のケアであるとかフォロワーをしっかりとやっていくということは大変重要なことだというふうに思っております。

そこで、殺処分に関わった関係者の皆さんのケアであるとかフォロワーをどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。  
○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。

宮崎委員御指摘のとおり、患畜等の処分といった防疫作業に関わる職員には、身体的負担に加えて多大な精神的負担が掛かるために、メンタルケアを行うことが重要であると考えております。防疫指針においても、防疫従事者の心身の健康維持に努めることと規定をいたしております。

メンタルケアにつきましては、CSF

の発生県において、防疫指針に基づきま  
して、相談窓口の設置による従事者への  
相談対応を行っております。例えば、岐  
阜県や愛知県などでは、医療面、心理面  
での相談窓口を設置をしまして、医師や  
保健師といった専門家を配備をしてケア  
を実施をしていると承知をいたしております。

農水省といたしましても、疾病の発生  
時には、自衛隊や国、そしてまた他県、  
関係団体からも人員を派遣をしまして、  
個々の従事者に多大な、過大な負担が掛  
からないように、協力体制の下で防疫作  
業に取り組んでいるところであります  
し、引き続き、作業員の方々の負担が軽  
減されますように、きめ細かく対応して  
まいりたいと思っております。

○宮崎雅夫 ありがとうございます。  
是非、引き続きしっかりと取り組んでい  
だきたいというふうに思います。

殺処分では、掘削とか埋設、こうい  
った土木的な作業というのも当然必要でござ  
います。これについては、それぞれ

の地域  
で土地  
改良事  
業をや  
って  
いただ  
いて  
地元の  
建設業  
の皆さ  
んも大  
変協力  
をいた  
だいて  
おりま  
す。  
自然



災害発生するときも、まず誰が駆け付けて  
くれるかと。もちろん、それぞれの役割  
の方、市役所の方、関係者の方が行かれ  
るわけですが、応急対策という意  
味では、すぐそういう地元の建設業の方、  
行っていたらいいというわけでございま  
す。自然災害のときの協定だけじゃなく  
て、このような防疫協定というのでも四十  
三県で結ばれてきておりますので、建設  
業の皆さん方の協力についてしっかりと認  
識をして、ちゃんと評価をしてあげると  
いうことが大切だというふうに思ってい  
ます。

次に、今回提出されました法案につ  
いて、関係者の責務、それと、どう実行し  
ていくのかということについて質問をさ  
せていただきたいというふうに思いま  
す。

家畜の伝染性疾病の発生と予防、そし  
て蔓延の防止、これを図っていくには、  
関係者それぞれの役割を踏まえて一体的  
にこれはやっていかないとけないとい  
うことでございます。改正法案では、家  
畜の所有者、国、都道府県、市町村、関  
係事業者の責務をこれ法律の中で明確化  
したということについては、この改正案  
の中でも重要なポイントの一つである  
というふうに思っております。特に、家畜  
の所有者が第一義的な責任を有している  
ということがまず明記をされておるわけ  
でございますけれども、それぞれの農場  
でももちろん飼養衛生管理をちゃんとや  
ってもらうということが防疫の基本とい  
うことでございますし、必要な対策が、措  
置がとられなければ始まらないというこ  
とで、大変重要なことだというふうに思  
っております。

そこで、関係者の責務を法律上明確に  
した狙い、そして、特に農家の責務につ  
いて大臣のお考えをお伺いをしたいと思

います。  
○国務大臣（江藤拓君） 現行の家伝法  
では、  
国とか  
都道府  
県、そ  
れから  
所有者  
の方々  
の具体  
的な措  
置につ  
いては  
規定は  
されて  
おりま  
した。



江藤農林水産大臣

これはしっかりと書いてあったわけであり  
ますけれども、なぜそれをやらなきゃい  
けないのか、その趣旨については明確に  
示されていなかったという欠点があつた  
と思っております。

改正法案では、責務規定を総則にま  
めてしっかりと規定をした上で、それぞ  
れ、ですから、飼養されている農家だけ  
ではなくて、国も、それから市町村も、  
それから県も、それぞれの立場でしっか  
りと自覚を促していくということを目的  
に本法案の改正をやらせていただくとい  
うことでございます。

それに加えて、今回の法案の改正案で  
は、第二条の三項の四に、協議会を開催  
するということにもなっております。で  
すから、一体感を持って、国が、県が、  
飼養責任者がということだけじゃなく  
て、みんながしっかりと意識を持ってや  
るということでありますから、決して農  
家の方々、飼養者に一義的な責任を押し  
付けているものではないということであ  
ります。

しかし、さはいいながら、今般の特に  
豚熱の伝播の広がり方を見ると、何度も  
何度も一生懸命飼養衛生管理お願いして  
も守っていただけない事例もあつたり、  
中には、罹患している豚がいても長い期  
間報告をしていただけなかつた事案があ  
つたりしたこと事実でありますから、  
自分たちのこういう財産、そして業界を  
守るという意識を今回の法改正において  
より高く持っていたらいいということ  
でこのような書き方になったということ  
であつて、繰り返しになりますが、一義  
的な責任を家畜の所有者に押し付ける  
という趣旨のものではないということをお  
理解いただければというふうに思いま  
す。

○宮崎雅夫 大臣、ありがとうございます。  
非常に分かりやすい御答弁をいただき  
まして、皆さん方もしっかりとその役割、  
一緒に取り組んでいくということも分か  
つていただけたんじゃないかなというふ  
うに思います。

家畜の所有者の皆さん方は、この飼養  
衛生管理基準に従って、衛生管理区域、  
畜舎への出入りの際の消毒でございます  
とかこの徹底、野生動物対策など、現場  
での予防対策を徹底をしていただきた  
くとも、これを続けていただかない  
といけない、持続的にやっていただか  
ないといけないという必要があると思  
います。家畜の所有者といいますが、飼育して  
いる家畜の種類、これは豚に限ったわけ  
ではありませんので、家畜の種類でござ  
いますとか規模も農家によって当然違  
うということでございます。

〔委員長退席、理事堂故茂君着席〕  
今月の九日に、豚、イノシシについて  
は飼養衛生管理基準を先行的に改正をさ  
れておりますけれども、規模の大小にか

かわらず、基準は一本になっております。豚やイノシシに限った話ではございません。農家だけではなくて小規模な家畜所有者について、現地で衛生管理をどのようにやったり徹底をしていくかという事は非常に大事な事だということふうに思います。そして、今回、基準の改正で更に高度な衛生管理を求められれば設備の整備が必要なんじゃないかといった不安であるとか、もちろん、必要があればそのための支援も必要だというふうに考えておりますけれども。

そこで、小規模な家畜所有者について、今回の法改正の趣旨を踏まえて衛生管理を持続的にどのように徹底をしていただくのかと、支援策も含めてお伺いをしたいと思っております。

○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。

飼養衛生管理基準の目的は、病原体の侵入及び拡散の防止でございます。農場の規模の大小にかかわらず、自らの経営の維持発展はもとより、周辺への蔓延防止のためにも対応をしていただくということが必要であらうという御案内のとおりであります。思いま

（理事 堂故茂君 退席）



加藤農林水産副大臣

席、委員長着席）

農水省といたしましても、農家の皆様方が飼養衛生管理の向上を進めるための施策について、令和元年度補正予算や令和二年度の当初予算などを活用して取り組んでいただきたいと、このように考えております。

具体的には、野生動物侵入防護柵の整備への支援や、動力噴霧器、防鳥ネット、簡易更衣室等の導入への支援の拡充、そしてまた、管理獣医師による衛生管理指導への支援の拡充を行うとともに、さらに、昨年十一月には日々の飼養衛生管理の点検のためのステッカーの配布も行ったところでございますし、このようなこと等を踏まえて、飼養衛生管理の管理向上のために更に努力をしてまいりたいと思っております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

是非、小規模な農家の方にもしっかりと守っていただけるように、引き続き支援の方をお願いをしたいというふうに思います。

先ほど副大臣から御答弁をいただいた中で、ステッカーというお話もございました。私も、飼養衛生管理基準、これは国が定めるわけでございますけれども、改正したやつを見させていただいたわけです。基準自身は、もちろんこれ字ばかりだということで、これまでも基準はあるわけで、いろんな工夫をしながらその啓発普及に努めていただいたと思っておりますけれども、是非分かりやすいものを作ってください、これからは基準の改正はあると思っておりますので、こちらの方もしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、都道府県でございますけれども、発生予防措置でございますか蔓延防止措置の中心的な役割を引き続き果たして

いくということになるわけでございますけれども、その責務の中には、必要な体制の整備を図っていくということも規定をされているわけでございます。その体制の中心になりますのが、都道府県に所属をして、主に家畜衛生行政に従事をされる獣医師などの家畜防疫員の皆さん方ということでございます。全国で今二千五百名ほどいらっしゃるということでございますけれども、その人材の確保については、地域によってはちょっと難しいというところも出てきているというふうに伺っております。

家畜防疫員の皆さん方は非常に大きな役割を果たしておられるわけですし、今回の法改正の趣旨も踏まえると、更にその役割というのが大きくなっていくというふうに思われます。人材の育成でございますとか確保を進めていかなければならないということでございます。

そこで、都道府県のこの体制の強化に向けて、

国として、家畜防疫員の人材育成、それから確保についてどのように進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。



ます。

御案内のように、家畜防疫員は、都道府県に勤める獣医師を中心に、知事の任命によりまして配置をされております。毎年、都道府県から数についての定期報告を受けておられるわけですが、令和元年度は二百人増加をしまして、平成三十一年四月一日時点では全国で約六千二百人体制となっております。近年は増加傾向でございます。その内訳を見てみますと、農業共済団体並びに農業協同組合等の獣医師約千三百人のほかに、個人診療獣医師が約七百名を加えた約二千名が民間の獣医師として任命をされておるところでございます。

農林水産省におきましては、CSF等の疾病の発生時には速やかに防疫措置の完了をさせるために、防疫措置の応援として他県の家畜防疫員の現場への派遣について調整をしているところでございます。また、家畜防疫員が不足している場合には、民間獣医師を臨時の家畜防疫員として任命するよう助言もしております。ところでございます。実際に、CSFワクチン接種に当たりましては、臨時で民間獣医師を家畜防疫員に任命をして数を増やしている県もございます。

一方で、人材育成につきましては、平時から現場で必要とされる知識向上のための講習会を行っているほか、複数の県におきましては、自衛隊や建設業界も参加する防疫の演習が実施をされているところでございます。

今後とも、引き続き都道府県と連携をしながら、ASF侵入防止やCSFの発生防止の取組を進めていく上で重要な役割を担っている家畜防疫員の確保及び人材の育成にも努めてまいりたいと、このように考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

いろいろな取組をもうやっていたらいいというところでございますけれども、今回、先ほど大臣からも御答弁の中で触れていたいただきましたけれども、協議会もつくられるというようなこともあり、緊急時の人のやり取りといたしますか派遣、そういったものについてもしっかりと協力体制を取っていただきたいと思っておりますし、また、OB、OGの方もいらっしゃると思っておりますので、そういう方の活用なんかも検討していただければというふうに思います。

もう時間がございませんので、ちよつと最後の質問でございますけれども、市町村の責務ということも都道府県の後に規定をされているわけでございますけれども、書きぶりは、国及び都道府県への、施策への協力というようなことなんでしょうけれども、なかなかちよつと法律だけでは、一般的な表現になっておりますので、なかなか分かりにくいということもあるかと思えます。

市町村ももちろん重要な役割を果たしていく必要があるというふうに思いますけれども、具体的にどのような役割を期待しているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（江島潔君） 簡潔に御答弁願います。

○副大臣（加藤寛治君） お答えいたします。

家畜伝染病予防法に規定する防疫措置につきましても、御案内のように畜産振興と表裏一体でございますので、原則都道府県が主体となって行うこととしておりますが、より現場に近い市町村には、発生直後の住民説明会を始め、通行制限や遮断、埋却地の確保へ協力、消毒ポイントの設置、ひいては発生農家への再建支援など、御協力いただいているところ

でございます。

都道府県、市町村、国がしっかりと連携をして発生予防と蔓延防止に取り組むことが非常に重要であると考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。終わります。

（以下 略）